

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立しろがね学園
所在地	前橋市東大室町177-1
所管部局・課	健康福祉部 障害政策課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

社会福祉法第2条第2項第2号及び第60条、児童福祉法第7条第1項、群馬県知的障害児施設の設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的

家庭や地域で生活することが困難な知的障害児に対して、一人ひとりの障害特性や行動特性に応じた生活支援及び療育支援を提供し、児童の生活を擁護するとともに心身の発達を促進する。

(2) 設置当初の状況

群馬県立しろがね学園規定(昭和26年10月12日訓令甲第49条)が昭和26年11月1日から適用され、県内最初の知的障害児施設として定員20名で開園した。

(3) 施設を取り巻く現状

常時相当数の入所待機児童が存在する上、被虐待児や地域の学校で問題行動等(不登校や盗み、暴力・暴言等)を来した発達障害を伴った知的障害児の一時保護受け入れなど、緊急に家庭との分離を図り、保護を要する児童が増えている。社会問題化している児童虐待や家庭養育機能の低下などを背景としたケースの増加は障害児についても例外ではなく、児童の生命を保持するため、緊急性の非常に高い一時保護受託児童を絶えず受け入れなければならない状況にある。

3 施設の概要

設置年月日	昭和26年11月1日
敷地面積(所有者)	31,637.98平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	しろがね学園(延べ床面積3596.30平方メートル、地上1階・一部地上2階建)
建設費	1,834,018千円
備考	昭和26年開設、昭和47年太田市(旧新田町)移転、平成10年現在地に新築移転

4 施設における実施事業

- ・ 児童福祉法第42条の規定に基づく福祉型障害児入所施設(定員54名)として、知的障害児を受け入れ、個人の発達段階及び身体状況、置かれている環境等に配慮した、必要な生活支援及び療育支援を行っている。
- ・ 就学終了生(平成29年4月1日現在3名)を対象に、毎週月曜から金曜の間、障害者の充実した自立生活の実現を目的とし、個別の特性に応じた個別カリキュラムに基づいて各種支援活動等を実施している。
- ・ 地域で生活する知的障害児や保護者等に対して、幼児期から青年期(~18歳)までの継続した生活支援・療育支援の提供を目的とする「発達相談のびのび」(外来相談・療育事業)を実施している。また、発達に遅れや気になるところのある未就学児童とその保護者を対象に、遊びを中心としたなかでの集団指導であるマザー&チャイルド(障害児早期療育事業)や、放課後等デイサービスなどに職員を派遣し、児童への適切な対応に関する技術的な助言を行うコンサルテーション(専門的技術支援)も実施している。
- ・ 地域で生活する障害児に対し、必要に応じ短期入所を提供(定員6名)している。また、宿泊を伴わない一時的な支援を要する場合には、市町村委託事業としての日中一時支援事業を実施している。
- ・ このほか、県内の障害福祉関係機関・事業所の職員を対象に、知的障害や知的を伴う発達障害のある児童への具体的な支援方法を学ぶ機会として、専門療法等をテーマとした演習型や事例発表型の研修を年数回開催し、当学園職員の資質向上はもとより県内施設職員等のレベルアップを目指している。

5 管理運営コストの状況

(千円)

区 分	29年度(当初予算額)	28年度(決算額)	27年度(決算額)	26年度(決算額)	25年度(決算額)
歳 入 (1)	84,300	75,085	77,012	83,169	96,677
国庫負担金	68,214	56,905	59,241	69,357	70,498
利用者負担金(福祉サービス費等)	16,086	18,180	17,771	13,812	16,163
教食費等雑入	10,245	9,045	9,841	10,348	10,016
歳 出 (2)	452,041	401,310	390,719	398,302	379,323
常勤職員	324,701	311,646	310,176	306,500	298,805
非常勤職員	33,570	38,429	34,769	33,348	33,776
事業費	93,770	51,235	45,774	58,454	46,742
歳入・歳出の差額 (1)-(2)	▲ 367,741	▲ 326,225	▲ 313,707	▲ 315,133	▲ 282,646
歳入・歳出の主な増減理由	歳出：H29の増は、寮改修・クールダウン棟新築工事によるもの				

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度
常勤職員	40	39	40	40	39
臨時・非常勤職員	14	15	13	13	13
合 計	54	54	53	53	52

7 施設利用の状況

区 分	29年度※	28年度	27年度	26年度	25年度
年間利用者総数(人)	46(132)	42(149)	44(95)	45(63)	46(356)
有料利用者数(人)	46(132)	42(149)	44(95)	45(63)	46(356)
利用者の主な増減理由	・入所児童数は各年度4/1現在の人数を記入。月平均は概ね47人前後で推移している。・短期入所等の利用者数は、H26については前年度までの頻回利用者が大幅に減少したための減であるが、H27以降は再び利用者数が増加している。				

※ ()内は日中一時支援と短期入所利用の延べ人数。H29は8月末までの数字。

8 必要性及び管理運営方法の方向性

区 分	内 容
施設の必要性	<p>■ 県の施設としてこのまま存続 □ 県の施設として事業規模等を縮小して存続 □ 市町村に移管・譲渡 □ 民営化・民間譲渡 □ 廃止 □ その他</p> <p>・ 当学園の入所児童は知的障害だけでなく、発達障害やASD(自閉スペクトラム症)を併存している児童が多いほか、親からの虐待による発達性トラウマ(衝動性や多動症、破壊的行為など発達障害様症状)等を抱えているため、個々の支援ニーズが家族の課題を根源として複雑かつ重篤化している。また、学園ではこのような知的の重度、最重度でASDを併存する児童が著しい頻度で示す行動障害(器物破壊、暴力行為、自傷や他傷、弄便等)、いわゆる「強度行動障害児」を受け入れ、生活全般の立て直しや療育支援にあたっている。今後益々、これら環境不全から形成される行動障害などの二次障害の改善に向けた対応が求められるため、学園の果たすべき役割は増加すると併せ、市町村や児相等の関係機関からの期待も大きい。</p> <p>・ 県内の福祉型障害児入所施設は当学園を含めて3施設に減っており、支援上の配慮を特に必要とする児童の受け入れに関して、学園の存在意義はますます高くなっている。</p>
指定管理者制度	<p>■ 県直営 □ 指定管理者制度導入 □ その他</p> <p>・ 強度行動障害児や被虐待児などの、高度な知識と専門的な支援技術、また専用個室が必要な児童の入所受け入れ等については、民間事業者ではコスト面や職員体制上の問題から困難であり、それらの児童に対して適切な支援を提供することは難しい。</p> <p>・ また、療育関係研修会の開催や地域の障害児に関する療育相談など、療育に携わる人材の育成機能や在宅障害児支援の拠点としての機能を民間施設が担うのは困難である。</p>

業務等の見直し

見直しの検討が必要なものがある 当面見直しの必要はない

- ・ 当面見直すものはない。